

医政発 0330 第 8 号
令和 4 年 3 月 30 日

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師法施行令の一部を改正する政令」の公布について（通知）

医師法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 131 号）については、別紙のとおり令和 4 年 3 月 30 日に公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

- 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）第 5 条の規定による改正後の医師法（昭和 23 年法律第 201 号。以下「新医師法」という。）第 17 条の 2 第 1 項の規定により、大学において医学を専攻する学生であって、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの（以下「共用試験」という。）に合格したもの（以下「医学生」という。）は、臨床実習において医師の指導監督の下、一定の医業を行うことができるものとされたところ。
- 共用試験は、臨床実習を開始する前に習得すべき知識及び技能を有しているかを確認するものであり、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識・技能を確認する医師国家試験とは内容が異なるため、医療安全や学生保護等の観点から医師の指導監督の下であるとしても、一定の医業については、医学生が行うことができないよう、医師法施行令（昭和 28 年政令第 382 号。以下「政令」という。）において、規定する必要がある。

第 2 制定の内容

- 新医師法第 17 条の 2 第 1 項に規定する、「医業（政令で定めるものを除く。）」の「政令で定める医業」については、医療安全等の観点から、処方箋の交付とする。

第 3 施行期日

- 改正法の施行の日である令和 5 年 4 月 1 日から施行するものとする。

医師法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百三十一号

医師法施行令の一部を改正する政令

内閣は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（法第十七条の二第一項の政令で定める医業）

第十三条 法第十七条の二第一項の政令で定める医業は、処方箋の交付とする。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄

○ 医師法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
医師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十二号）（抄）【令和五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（法第十七条の二第一項の政令で定める医業） 第十三条 法第十七条の二第一項の政令で定める医業は、処方箋の交付とする。 （医師試験委員） 第十四条 （略） （公表事項） 第十五条 （略） （事務の区分） 第十六条 （略）	（新設） 第十三条 （略） （医師試験委員） （公表事項） 第十四条 （略） （事務の区分） 第十五条 （略）